

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項の規定に基づく各保護変更決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、平成31年3月20日付けで行った保護変更決定処分（以下「本件処分1」という。）、令和元年5月23日付けで行った保護変更決定処分（以下「本件処分2」という。）及び令和元年6月21日付けで行った保護変更決定処分（以下「本件処分3」といい、本件処分1及び本件処分2と併せて「本件各処分」という。）について、それぞれの取消しを求めるといものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件各処分の違法性及び不当性を主張し、本件各処分の取消しを求めている。

本件各処分通知書では、支給される金額の根拠、返還しなければならない戻入金の金額の根拠（なぜ、その金額となるか）が不明であり、担当ケースワーカーに説明を求めるも、通知文は理解不能であり、電話では専門用語を多用して一方的に話すだけで、理解できません。

納得できる説明をしていただきたい。

第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年 3月16日	諮問
令和3年 4月23日	審議（第54回第2部会）
令和3年 5月28日	審議（第55回第2部会）
令和3年 6月25日	審議（第56回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準について

法4条1項の規定によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

そして、法8条1項の規定によれば、保護は厚生労働大臣の定める基準（保護基準）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている。

したがって、就労に伴う収入あるいは就労に伴う収入以外の収入がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定されることになり、当該受給者の保護の基準とされた金額

から控除されることになる。

(2) 職権による保護の変更について

法 25 条 2 項及び同項が準用する 24 条 4 項の規定によれば、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。

(3) 収入申告義務について

法 61 条の規定によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされている。

(4) 収入認定について

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日付厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第 8・3（認定指針）・(1)（就労に伴う収入）・ア・(ア)によれば、官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定することとされ、同(イ)によれば、勤労収入を得るための必要経費としては、(4)（勤労に伴う必要経費・別表「基礎控除額表（月額）」の額）によるほか、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定することとされている。

(5) 冬季加算について

保護基準別表第 1・第 1 章・1・(2)・イによると、〇〇を含む東京都の冬季加算地区区分は VI 区にあたる。

そして、保護基準別表第 1・第 1 章・1・(1)・ア・(ア)・第 2 類によると、〇〇を含む東京都内（VI 区）における冬季加算は、一人世帯においては、11 月から翌年 3 月に限り月額 2,580 円を計上することとされている。

(6) 次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法の処理基準である。

2 本件各処分について

本件各処分について、以下検討すると、処分庁は、

- (1) 平成31年3月20日、同月18日に請求人から収入申告があった3月支給分の給与について、これを4月分の収入として認定することとし、同年4月1日を変更年月日として、給与収入から基礎控除及び必要経費を控除した71,075円を収入認定するとともに、冬季加算(2,580円)を削除し、これにより、請求人の同月分の保護費を61,455円に変更する保護変更決定処分を行い(本件処分1。)、
- (2) 同年5月23日、①同年4月1日を変更年月日として、請求人が同月17日に転居したことによる住宅扶助費を変更し(日割りで算出した額36,640円)、②また、同年5月1日を変更年月日として、同年4月16日に請求人から収入申告があった4月支給分の給与収入について、これを5月分の収入として、基礎控除及び必要経費を控除した77,861円を収入認定して生活扶助費を変更するとともに、住宅扶助費を新家賃の16,000円に変更し、請求人の同月分の保護費を16,969円とする保護変更決定処分を行い(本件処分2。)、
- (3) 同年6月21日、①同月1日を変更年月日として、同年5月17日に請求人から収入申告があった5月支給分の給与収入について、これを6月分の収入として、基礎控除及び必要経費を控除した77,446円を収入認定して生活扶助費を変更し、これにより、請求人の同月分の保護費を17,384円に変更し、②また、同年7月1日を変更年月日として、同年6月21日に請求人から収入申告があった6月支給分の給与収入について、これを7月分の収入として、基礎控除及び必要経費を控除した71,736円を収入認定して生活扶助費を変更し、これにより、請求人の同月分の保護費を23,094円に変更する保護変更決定処分を行い(本件処分3。)、

これらで決定した保護費を請求人に支給し、又は既に支給済みの保護費がある場合は、その差額を支給し、若しくは戻入を求めて

いることが認められる。

そうすると、本件各処分は、いずれも上記 1 の法令等の規定に則って行われたものと認められ、また、違算もないことから、違法又は不当な点があるということとはできない。

3 請求人は、上記第 3 のとおり、本件各処分の違法性、不当性を主張し、その取消しを求めている。

しかし、本件各処分が、いずれも法令等の規定に則って適正に行われた処分であることは、上記 2 のとおりであるから、請求人の主張をもって、本件各処分の取消理由とすることはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来